

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成30年5月1日

▶ TOPIC 「働き方改革」法案、4/6 に閣議決定を経て国会へ

今国会で成立すれば、早いものは来年4月より施行です

経済・社会構造の変化に伴い、曲がり角を迎える日本の働き方。「働き方改革」という言葉が世間を賑わすようになりましたが、いよいよ国会での審議に入りました。

今国会で成立するかは不透明ですが、法案の主な中身を簡単にご案内します。

	内容	施行時期
残業時間の上限規制	時間外労働の上限を年 720 時間 、月 100 時間 (休日労働含む)。2~6 カ月の平均 80 時間 (休日労働含む) に設定	大企業 2019 年 4 月 中小企業 2020 年 4 月
割増賃金率の猶予措置廃止	残業時間が月 60 時間 を超えた場合にかかる割増賃金率 (50% 以上) について、現在中小企業に適用している猶予措置を廃止	大企業 すでに施行 中小企業 2023 年 4 月
有休取得の義務化	有給休暇が年 10 日以上 ある労働者に対し、うち 5 日 の取得を企業に義務付け	2019 年 4 月
フレックスタイム制の見直し	フレックスタイム制の精算期間上限を 1 ヶ月から 3 ヶ月 に延長	2019 年 4 月
高度プロフェッショナル制度の創設	高収入 (1075 万円以上を想定) で高度の専門的知識を必要とする業務に従事する労働者について、健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を条件に、労働時間規制から外す ⇒勤務時間に縛られず働ける代わりに、残業代や深夜・休日割増しが支払われない	2019 年 4 月
同一労働同一賃金	正社員と非正規労働者の待遇に不合理な差をつけることを禁止	大企業 2020 年 4 月 中小企業 2021 年 4 月

全行時間の上限規制、
割増率の猶予措置廃止、
有休取得の義務化…等

企業には厳しい舵取りが
迫られます。

▶ TOPIC 調査と確認のお願い

扶養家族の資格調査とマイナンバーの確認

今年は
扶養家族のマイナンバーの
確認調査があります

今年も、けんぽ協会による扶養家族の資格調査が行われます。
すでに就職したご家族等、扶養から外れる方はいらっしゃいませんか？
別途ご案内しますのでご協力をお願い致します。

なお、今年は同時に扶養家族の方のマイナンバーについても確認調査が行われます。
お尋ねさせていただきますので、こちらもご協力をお願い致します。

各種手続きにマイナンバーが必要です

今まで不要だった手続きにも
マイナンバーが
必要になります。

マイナンバー制度が始まってしばらく経ちました。
社会保険や雇用保険関係の手続きに際し、本格的にマイナンバーの届出が義務化されます。
必ず、社員ご本人はもちろん、扶養家族の皆さんのマイナンバーもお預かりして下さい。